

平成 29 年度

公立大学法人公立はこだて未来大学年度計画

公立大学法人公立はこだて未来大学

平成29年度 公立大学法人公立はこだて未来大学年度計画

第1 年度計画の期間等

1 年度計画の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間とする。

2 年度計画の意義

この計画は、第2期中期計画に基づき、事業年度の基本的な業務運営に関し定めるものであり、年度計画に定めのない事項であっても、第2期中期目標および第2期中期計画を達成するため、適宜、適切に取り扱うものとする。

第2 第2期中期目標を達成するためによるべき措置

1 大学全体としての理念・目標に関する措置

- ・大学全体としての理念・目標の実現を図るため年度計画を策定し、ホームページで公開する。
- ・年度計画について、教授会・各コース会議等を通じて周知し、教職員による理解の共有を徹底する。また、年度計画に加えコース独自の施策についてもコース会議などで企画、周知する。

2 教育に関する措置

(1) 学部教育の設計・開発に関する措置

- ・大学の理念および目標を再確認し、策定した各種ポリシーに基づいて教育課程の編成方針と、卒業認定・学位授与に関する方針と具体的な施策について検討する。
- ・21世紀型スキルへの対応という観点から、教育手法・内容の拡充と改善について検討する。
- ・メタ学習を基礎とした専門教育手法の研究推進を継続するとともに、21世紀型スキルへの対応という観点から、他委員会（プロジェクト学習ワーキンググループ、広報委員会、評価委員会など）との協働を模索する。
- ・カリキュラム実施状況の評価とりまとめ、問題点の抽出を行い、コース内で連携を取りながら必要な改善を行う。
- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッシ

ヨン・ポリシーを活用し、年度当初に、コース会議でコース別の育成目標等の確認を行い、年度末に達成度の評価を実施し、達成状況に応じて、必要な改善を行う。

- ・教養基礎科目群、共通専門科目群からなる体系的なカリキュラムに則り、科目担当者の連携を深め、講義、演習の効果的な実施手法を引き続き研究する。
- ・コース会議等において、個々の教員の担当科目の実施方法を教員相互で確認するとともに、科目間の履修状況、成績取得状況等の情報交換を行う。
- ・プロジェクト学習の新たな発展形態、高度ICTコースとの連携のあり方について検討する。また、学習効果の向上のため、学習支援システムのさらなる充実を検討する。
- ・プロジェクト学習の成果を積極的に学外に発表し、学外者の評価を受ける。
- ・高度ICTコースの教育体制の充実を引き続き進めるとともに、進学者増加に向けたカリキュラムやプロジェクト学習・高度ICT演習などのシステム開発PBL、卒業開発・研究のやり方の見直しを実施し、さらなるレベル向上と教育設計の改善を進める。
- ・高度ICTコースの学生に対する面談や演習、卒業研究等の状況を通じて、学生ごとの能力を把握し、目標達成に向けた育成計画を実施する。
- ・学内推薦制度を積極的に啓発し、より多くの学生が大学院進学を目指すように継続的に制度検討を行う。
- ・優秀な学生を確保するため、大学院早期入学(飛び入学)を継続して実施する。
- ・メタ学習センターが中心となり、新入学生のための導入教育、リテラシー教育、教養教育等の実践的カリキュラム開発を行う。
- ・AO入試、推薦入試の合格者に対して実施している「数学」、「英語」の導入教育について、引き続き実施する。
- ・メタ学習センターと各科目担当者が協働し、アクティブ・ラーニング、ハイブリッド・ラーニング、地域連携型教育等の新しい教育方法や学習方法の実践的教育方法を継続的に検討し、意識を共有する。
- ・さまざまな分野の教育を目的として導入したe-Learningシステムについて、現行のシステムの維持と評価、さらには改善を継続する。
- ・英語学習に困難を抱える学生に対応した教材開発を進めるとと

もに、e-Learning環境における不正行為を防止するための仕組みを検討する。

- ・各科目担当教員がシラバスによって達成目標を明示し、定期試験および授業オンラインフィードバック等によって達成度の評価を行う。また、オンライン授業評価の評価項目の検討など、現行システムの見直しを引き続き行う。
- ・教員・学生間の交流を進め、教育・研究水準の向上に引き続き努める。
- ・個別科目を超えたメタ的な教育について、メタ学習センターを中心に具体的な改善手法を継続的に検討する。
- ・教員全員がファカルティ・ディベロップメントへの意識を共有するなかで、授業評価を積極的に活用し、相互評価、研修などを通して教育の質の向上に引き続き努める。
- ・メタ学習センターを中心に、プロフェッショナル・ディベロップメントの概念をより明確化し、周知活動を含む実行計画を策定、推進する。特にLMS利用による効率向上、教育内容高度化に焦点をあてた取り組みを実施する。

(2) 学部教育の質の向上に関する措置

- ・授業の目的や計画に応じて、PBL、地域連携型教育、产学連携によるコーオプ型教育等、様々なアクティブ・ラーニング手法の効果的な導入を図る。
- ・オンデマンド教材やオープンオンラインコース教材（MOOC）等の授業外教育プログラムの提供・活用等について検討し、必要に応じて導入を進める。特に入学前教育における数学分野での導入について検討を進める。
- ・創造的思考や実践力を培う先進的な専門教育手法の導入に向け、学内の教育実践や教育環境について現状把握を行うとともに、その充実のために必要なソフト・ハード面について検討を行う。
- ・専門英語教育、コミュニケーション教育を充実させるにあたり、英語科目、または英語をツールとするコミュニケーション科目の充実のみならず、それ以外の必修科目等における英語スキル、コミュニケーションスキルの取り入れ方についても検討する。
- ・英語学習に困難を抱える学生に対応した教材開発を進めるとともに、e-Learning環境における不正行為を防止するための仕組みを検討する。（再掲）
- ・平成27年4月に更新したシステムのこれまでの分析・評価に基づき、先端的な教育に資する高度情報インフラを維持し、さらに学術情報ネットワークとの連携を進めるために、平成30

年4月に一部更新予定であるシステムの仕様書を策定し、それに基づくシステムの更新を行う。

(3) 大学院教育の設計・開発に関する措置

- ・企業等や外部機関との共同研究プロジェクトへの大学院生の積極的参加を奨励し、実問題解決を通じた学際的・総合的な研究開発能力を養う。
- ・学部および大学院の教務委員会が連携し、学部生が履修可能な大学院科目を整理する。
- ・大学院開講科目について、計画的な評価・見直しを行う。
- ・大学院における基礎教育のあり方について、高度技術者としての能力の獲得に向けた教育体制の維持・改善に努める。
- ・学部教育との連動や柔軟な履修を可能とする教育内容を意識したカリキュラムの改善を検討する。
- ・優れた専門職業人育成という社会の要請に応えて、カリキュラムの見直しを引き続き検討する。
- ・実践的な技術や知識の専門性向上を図るための大学院教育方法を引き続き検討する。

(4) 大学院教育の質の向上に関する措置

- ・研究者として必要とされる読解力、分析力、仮説構築力、計画力、学術活動のための英語力等を向上させるための教育を充実する。
- ・授業の目的や計画に応じて、PBL、地域連携型教育、产学連携によるコーオプ型教育等、様々なアクティブ・ラーニング手法を積極的に導入する。
- ・RA（リサーチ・アシスタント）制度を活用し、実際的な研究方法に関する経験を深める機会を提供する。
- ・公的研究資金の公募情報を収集、公開するとともに、獲得のための支援活動を継続する。
- ・知財活動やリサーチ・アドミニストレーター（URA）に関するセミナー、最先端技術に触れる民間のセミナーに参加させるなど、自立した研究者としての能力やキャリア設計能力の育成を支援する。
- ・学術交流の連携先を増やすと同時に、すでに連携している大学との交換留学を活性化する。
- ・学生の留学に対する意識の向上に努めるとともに、学生への情報提供とニーズ把握を行い、留学支援の体制を整備する。
- ・外部の研究者を招聘した学術セミナー等の開催を通じて、最先端の知識や研究事例に触れる機会を充実させる。

3 学生の受け入れに関する措置

(1) 学部の入試制度に関する措置

- ・入試選抜がアドミッション・ポリシーに沿って実施されているかどうかについて、検証を行う。
- ・推薦入学者の入学後の学業成績・課外活動等を精査し、推薦のあり方（募集定員、指定校枠等）の改善を検討する。
- ・入学試験データおよび入学後の成績を調査し、入試制度の検証を引き続き行う。志願者の動向を調査し、より適切な入試の実施方法について検討を進める。
- ・国の大学入試制度に関する改定動向を見据え、時代の変化に対応した入試制度のあり方を検討する。

(2) 学部入学者の受け入れに関する措置

- ・オープンキャンパスおよび大学見学者など学内への来学者の増加を図るため、これまでの方策についてデータをもとに見直し、新しい方法を模索しつつ実施する。
- ・高校訪問、出前講義および進学ガイダンスなど学外における学生募集活動について、これまでの結果を分析考察し、より計画的・効果的に実施する。
- ・計画的・効率的な学生募集活動の実施のため、入試データおよび学生募集活動データの内容および分析方法について検討し、整備していく。
- ・ウェブサイトやパンフレットを活用し、新しいメディア表現を取り入れ、広く効果的に広報活動を実施する。
- ・高専卒業者の転入受け入れについて、引き続き積極的な入試広報を行うとともに、道内4高専の特別推薦枠の設定や高専での既修得単位の認定など適切な受け入れを維持していく。
- ・社会人の入学および転入の受け入れを積極的に進めるとともに、適切な受け入れ体制について検討する。
- ・女子の大学進学率増に着目し、女子高校生だけでなく、その保護者や進路指導教員へ積極的な入試広報を行い、女子受験者の増加に努める。
- ・障がい者等の受け入れにできる限り努めるとともに、適切な受け入れ体制を整備する。

(3) 学部入学者に対する入学時の導入支援に関する措置

- ・AO入試、推薦入試の合格者に対して実施している「数学」、「英語」の導入教育について、引き続き実施する。（再掲）
- ・函館圏の高校と連携した高校理数系科目の学び直しのための支

援など、必要な措置を継続して行う。

(4) 学部入試および入学者に関するデータの分析と活用に関する措置

- ・推薦入学者の入学後の学業成績・課外活動等を精査し、推薦のあり方（募集定員、指定校枠等）の改善を検討する。（再掲）
- ・入学試験データおよび入学後の成績を調査し、入試制度の検証を引き続き行う。志願者の動向を調査し、より適切な入試の実施方法について検討を進める。（再掲）

(5) 大学院入学者の受け入れに関する措置

- ・留学生や社会人など広範囲から入学者を受け入れるため、履修制度や教育課程などの体制を整備するとともに、適切な入試制度について継続的に検討する。
- ・社会人の受入方法について、遠隔教育の導入可能性も含めて引き続き検討する。
- ・学部教育との連動や柔軟な履修を可能とする教育内容を意識したカリキュラムの改善を検討する。（再掲）
- ・多様な専攻からの入学者に対応するために、大学院の専門教育の基盤となる導入科目を充実する。
- ・学内推薦制度を積極的に啓発し、より多くの学生が大学院進学を目指すように継続的に制度検討を行う。（再掲）
- ・優秀な学生を確保するため、大学院早期入学（飛び入学）を継続して実施する。（再掲）

4 学生支援に関する措置

(1) 学習・履修状況、進路設計に関する措置

- ・統一性のある表記に努めるとともに、適宜内容を見直し、明快で一貫性のあるシラバスを作成する。
- ・入学初頭のオリエンテーションや担任面談、毎年度初めの学年別ガイダンスを通じて、講義履修についての必要なアドバイスを行う。
- ・担任教員、教務委員会、事務局が連携し、学生のGPA（グレード・ポイント・アベレージ）、履修状況を把握し、問題を抱える学生に対する個別指導を強化する。
- ・授業や研究指導等での教員・学生間のトラブルに即応できるよう、相談方法を学生に周知する。また、トラブルの防止に努める。
- ・シラバスや休講等の講義情報、履修登録等の電子化を推進し、学生の利便性と履修状況管理の効率性を高めるとともに、集積

されたデータの教育的な活用に向け、検討を行う。

- ・入学初頭のオリエンテーションや担任面談、毎年度初めの学年別ガイダンスを通じて、講義履修についての必要なアドバイスを行う。（再掲）
- ・4年次の卒業研究の研究室配属等の進路選択に際して、学生が早期から準備を行えるよう、コース別ガイダンス、研究室のオープンラボなどにより、系統だった情報やコミュニケーション機会を提供する。
- ・ポートフォリオ・システムの着実な浸透を図り、学生各自の能力や適性を判断し、最適な進路選択ができる自己評価システムの検討を進める。
- ・メタ学習センターが中心となり、ピア・チュータリングをはじめとする学習支援プログラムの充実を図るとともに、情報ライブラリーとも連携を強め、能動的学習能力向上のための環境構築について検討を進める。

(2) 学生生活、就職活動に対する支援に関する措置

- ・マナー向上活動を推進するとともに、大学施設利用のルールを明示し、モラル・マナー向上のための施策を引き続き実施する。
- ・学生委員会と事務局が連携するなかで、定期的に実態調査を実施し、学生の生活状況に関する情報収集を行い、必要な対策を講じる。
- ・後援会との連携を維持し、学生の自主的学習活動やサークル活動を引き続き支援する。
- ・公立はこだて未来大学振興基金の増額とその運用益等を活用した奨学金制度の創設等について引き続き検討する。
- ・就職委員会を中心に、引き続きよりきめ細かな就職指導および相談を実施する。
- ・就職委員会を中心に、より幅広い業界へ働きかけを行い、引き続き就職先となる業界・業種の拡大に努める。

5 研究の推進に関する措置

(1) 重点的・戦略的な研究テーマに対する支援に関する措置

- ・大学の独自性を生かした複雑系と知能の融合、ITとデザインの融合の重点領域テーマを設定し、学内研究資金等の弾力的な配分や資源の集中的な投入を行う。
- ・地域の課題に対する貢献度の高いマリンIT、メディカルITおよびモバイルIT等の戦略研究テーマについて、重点的に取り組むための支援を引き続き行う。

- ・その他の一般研究テーマや社会連携・教育方法等に関する研究活動に対して、それぞれの重要性・戦略性に応じた支援を行う。
- ・重点的・戦略的な研究テーマについて、複数の教職員等で構成するプロジェクトにコ・ラボ制度を適用し、大学が公式な組織として認定して積極的に支援する。また、コ・ラボの上位に新たに設置した研究プラットフォーム「未来A I 研究センター」の仕組みを通じて、コ・ラボおよび全学の人工知能研究を組織的に推進する。

(2) 重点的・戦略的な研究への評価と情報公開に関する措置

- ・重点的・戦略的な研究テーマや学内公募型研究等に関して、成果報告書の提出を義務づけるとともに、研究成果の広報、評価、顕彰を効果的に進める。
- ・大学の戦略的な研究プロジェクトについて、成果報告会を開催し、学内で情報共有を図る。
- ・成果報告会等で活用したパネルの展示を行い、学内外への発信を図る。
- ・機関リポジトリの内容を充実し、学内の研究成果を広く社会に公開する。
- ・社会連携ポリシーに基づき、教育研究の成果の社会還元および広く社会へ向けた情報発信を行う。
- ・大学出版会の目指す方向性（出版物の4カテゴリ）に基づき、学内の研究成果等の出版を引き続き進める。
- ・研究倫理教育に関するeラーニング受講の徹底を図るとともに、謝金等の支出に関する抜き打ち検査の実施や科研費の抽出検査等の取り組みを進める。

(3) 外部研究資金の確保、研究成果の知的財産化や事業化の支援に関する措置

- ・科学研究費助成事業をはじめ学外の競争的資金の申請を積極的に促すとともに、資金獲得者への優遇措置を講じる。
- ・公的研究資金の公募情報を収集、公開するとともに、獲得のための支援活動を継続する。（再掲）
- ・教育研究環境の充実を図るために、受託・共同研究等外部資金の獲得に引き続き努めるとともに、外部機関との連携および共同研究、受託研究等外部資金の活用による研究を積極的に支援する。
- ・社会連携センターを中心に、地域、企業への情報提供、意見交換を積極的に行い、共同研究、成果提供などの可能性の検討に継続的に取り組む。

- ・各教員や重点・戦略テーマ等の研究プロジェクトから創出される研究成果の知的財産化やイベントでの展示を支援する。
- ・知財ポリシーに基づいて、知的財産の発掘と登録の拡大、その適正かつ効果的な運用を行う。

6 地域連携・地域貢献活動に関する措置

- ・地域の知の創出・交流拠点としての役割を果たすために、「未来AI研究センター」を設立し、この組織をもとに漁業、農業、交通、食品など地元の産業への貢献を目指す。
- ・地域をフィールドとした教育研究活動や地域志向の教育研究活動を推進する。社会連携センターが中心となって、地域の知の拠点としての活動を積極的に推進・支援する。
- ・社会連携ポリシーや社会連携センターの機能について引き続き学内外への情報発信を行い、理解の促進に努める。
- ・地域社会の課題や要請を理解するため、地域住民とのコミュニケーションの機会、社会参加の機会を特別講演会や公開講座等を通じて創出する。
- ・地域産業やその他の連携企業・連携機関との間で、本学の知的財産の活用、大学からの技術や知識の移転、人材教育の連携も含め、多角的なアプローチで連携を進めていく。
- ・地域の拠点としての本学の機能を更に拡充・整備し、政府等の地方創生関連事業の情報収集や活用を推進する。また、道内外の他大学・高専等との連携事業を推進する。
- ・研究・教育成果を生かした起業を促進するため、地域産業やその他企業・各種団体・機関と連携する。また、「地域と社会」「起業家としての自立」の講義を通じて、学生への起業家教育を引き続き行うとともに、自治体や地方公共団体、企業との連携により、地域の起業支援教育を推進する。
- ・地域におけるIT関連事業の要請に応えるとともに、北海道の基幹産業である農林水産業、食・観光・サービス等の産業において、产学研官連携を志向した研究活動を推進する。
- ・国、地方自治体等の各種委員会や国の重点政策など地域産業振興施策への参画に関与する活動を組織的に支援する。
- ・地域の小・中・高校等との学校連携を充実させ、地域の理数教育や情報教育を含めた総合的な学力向上、学習意欲の向上などの貢献に努める。
- ・高大教員の意見交換会や地域中等教育機関との単位互換授業などの、高大連携事業を継続的に実施する。

- ・キャンパス・コンソーシアム函館の活動に積極的に参画し、単位互換制度を推進するなど、地域の大学や高専等との学術連携・社会連携を進める。
- ・公開講座や特別講演会を充実するほか、市民の生涯教育や社会人再教育の機会拡充、大学教育とのハイブリッド型講義の実施を進める。
- ・地域における専門講習会等のニーズを調査し、本学が取り組むべき今後の方向性を取りまとめる。
- ・教職員の業績評価および学生の顕彰制度を通じて、地域貢献活動等の促進を継続する。

7 国際・国内の学術交流、連携等に関する措置

- ・学術交流の連携先を増やすと同時に、すでに連携している大学との交換留学を活性化する。（再掲）
- ・グローバルな教育研究を推進するため、国内外の大学や研究機関等との学術交流ネットワークを構築する。
- ・学術交流連携校との単位互換やダブルディグリー制の導入について、引き続き検討を進める。
- ・学生の留学に対する意識の向上に努めるとともに、学生への情報提供とニーズ把握を行い、留学支援の体制を整備する。（再掲）
- ・地域の他大学との連携も視野に入れながら、函館全体として留学生の受け入れ支援体制の強化を検討する。

8 附属機関の運営に関する措置

(1) 社会連携センターの運営に関する措置

- ・本学と地域社会、産業社会、国際社会との連携を推進するための活動方針を明確化する。
- ・社会連携の活動方針を関係組織や教職員に対し周知するとともに、学内の様々な取り組みについて情報共有に努め、社会連携に関する全学的な取り組みを推進する。
- ・科学研究費助成事業をはじめ学外の競争的資金の申請を積極的に促すとともに、資金獲得者への優遇措置を講じる。（再掲）
- ・公的研究資金の公募情報を収集、公開するとともに、獲得のための支援活動を継続する。（再掲）
- ・教育研究環境の充実を図るために、受託・共同研究等外部資金の獲得に引き続き努めるとともに、外部機関との連携および共同研究、受託研究等外部資金の活用による研究を積極的に支援す

る。（再掲）

- ・社会連携センターを中心に、地域、企業への情報提供、意見交換を積極的に行い、共同研究、成果提供などの可能性の検討に継続的に取り組む。（再掲）
- ・各教員や重点・戦略テーマ等の研究プロジェクトから創出される研究成果の知的財産化やイベントでの展示を支援する。（再掲）
- ・知財ポリシーに基づいて、知的財産の発掘と登録の拡大、その適正かつ効果的な運用を行う。（再掲）
- ・地域産業やその他の連携企業・連携機関との間で、本学の知的財産の活用、大学からの技術や知識の移転、人材教育の連携も含め、多角的なアプローチで連携を進めていく。（再掲）
- ・社会連携センターが中心となって、地域や産業界が求める研究テーマを設定し、产学等の連携による共同研究を推進する。
- ・多様な職務（リサーチ・アドミニストレーション、知財化コーディネート、地域連携・社会連携コーディネート、研究広報等）遂行に向けて、計画的に専門能力を高めるための育成を進める。

（2）情報ライブラリーの運営に関する措置

- ・教育研究活動に必要な蔵書・資料の充実に努めるとともに、地域の公共図書館や全国の大学図書館等との連携を図りながら、効果的な蔵書・資料を構成していく。
- ・資料の増加に対応するため、重複図書の除籍など現有スペースの有効活用に努めるとともに、新設された収蔵庫を効果的に利用し、蔵書スペースを確保する。
- ・研究活動に必要な学術論文について、電子ジャーナルや論文データベースの利用環境を充実させるとともに、有料の学術論文データベースの契約内容は継続的に見直し、効率的で効果的な整備を行う。
- ・機関リポジトリの内容を充実し、学内の研究成果を広く社会に公開する。（再掲）
- ・教員の協力を得ながら機関リポジトリの効率的・効果的な運用を進める。
- ・情報ライブラリーの利用に関するオリエンテーションを実施するなど、利用環境の整備と利用者に対するサービスの向上に努める。
- ・メタ学習センターと連携しながら、学生の情報ライブラリーの利用促進のための各種企画を計画し実施する。また、市民向けに収蔵資料を公開し地域の知的資源としての役割を果たす。

- ・Webページ等を通じて、大学の所有する書籍や資料に関する情報を地域に提供し、その利用を促進する。
- ・市内の大学図書館等と連携し、ライブラリーの利用啓発、読書啓発等の活動を推進する。

9 運営・管理および財政基盤の安定化に関する措置

(1) 大学の運営・管理に関する措置

- ・意思決定を迅速に行うため、常勤役員による会議を毎週開催する。
- ・大学運営の円滑な遂行のため、学内委員会等の機能分担を明確にし、迅速かつ的確な意思決定を行う体制を継続していく。
- ・大学の経営方針を踏まえ、重点的な事業テーマに対して柔軟な予算編成や配分を行うために、理事長の権限による意思決定と遂行の仕組みを継続的に検討する。
- ・実効性の高い大学運営を推進するため、中期計画・年度計画に基づいて、学内業務を分担する学内委員会の活動目標と活動計画を明確化し、年度末に達成度の評価をする。
- ・戦略や課題に応じた体制構築のため、事務局プロパー職員の計画的な採用および育成を図り、効率的かつ効果的な大学運営を行う。

(2) 教職員の人事体制の適正化、業績評価に関する措置

- ・特任教員制度を活用し、特色ある教育、研究等を推進する人材の確保に努める。
- ・女性研究者比率の向上に向けて取り組む。
- ・職制に応じた人事評価制度を適正に運用するとともに、資質向上のための職員研修を実施する。
- ・公大協等の研修カリキュラムへの積極的な参加を促し、職員の大学運営業務に係る資質向上を図るとともに、計画的な人材育成を実施する。
- ・多元的な視点に基づき教員の実績評価を行い、評価結果を一般研究費の配分に反映させるほか、処遇への反映について試行する。
- ・教員の在外研究制度の効果的運用を継続する。

(3) 財政基盤の安定化に関する措置

- ・引き続き管理経費の抑制に努めるとともに、戦略的な取り組みへの重点的な経費配分を実施するなど、より弾力的な予算運用を行う。
- ・科学研究費助成事業をはじめ学外の競争的資金の申請を積極的

- に促すとともに、資金獲得者への優遇措置を講じる。（再掲）
- ・公的研究資金の公募情報を収集、公開するとともに、獲得のための支援活動を継続する。（再掲）
 - ・教育研究環境の充実を図るために、受託・共同研究等外部資金の獲得に引き続き努めるとともに、外部機関との連携および共同研究、受託研究等外部資金の活用による研究を積極的に支援する。（再掲）
 - ・経済状況に応じた、安全性および安定性を重視した資金管理を引き続き進める。

10 自己点検・評価、広報・I R等の推進に関する措置

(1) 大学の自己評価・外部評価に関する措置

- ・評価委員会を中心に、大学運営についての自己点検・評価を定期的に実施し、今後の大学運営の改善・改革に活かす。
- ・外部の有識者等によるアドバイスや評価の実施を検討する。
- ・透明性を高めるため、自己点検・評価の結果を積極的に公開すべく、オンライン授業評価用サーバの改良と利用促進を検討する。
- ・外部の認証評価機関による大学機関別認証評価を受審し、評価結果および改善策を公表するとともに、課題の解決に努める。

(2) 広報・I R等の推進に関する措置

- ・高校等において、模擬講義やプロジェクト学習の体験イベント、メタ学習ラボによる学び方講座などを実施し、本学における実践教育のあり方を伝える積極的な広報活動を引き続き行い、知名度の向上に努める。
- ・ウェブサイト等により大学運営情報や教育情報のオープン化を積極的に進めるとともに、各広報媒体の特徴を活かしつつ、大学独自のコンセプトが伝わる広報を展開する。
- ・本学の全国的なプレゼンスや大学ブランド力の向上、地域における情報発信やコミュニケーション機会の拡充へ向けて、戦略的な広報を推進する。
- ・後援会および同窓会活動の支援に努めるとともに、後援会ニュースや保護者相談会などを通じて、保護者や卒業生への積極的な情報公開や情報共有を行う。
- ・I Rの導入を積極的に検討し、具体的な取り組みを推進する。

11 その他業務運営に関する措置

(1) 大学の施設設備全般の整備に関する措置

- ・施設利用状況についての点検・評価に基づき、効果的・効率的な施設運用に引き続き努める。
- ・施設設備修繕計画に基づき、計画的な修繕・改修を実施する。
- ・教育研究活動のための情報通信基盤の整備を継続的に行うために、平成30年4月に一部更新予定であるシステムの仕様書を策定し、それに基づくシステムの更新と運用方法を策定する。
- ・大学運営事務のための各種情報システムの効率的・効果的な運用を行い、平成30年4月に一部更新予定であるシステムの仕様書を策定し、それに基づくシステムの更新を行う。
- ・国際水産・海洋総合研究センターサテライトラボにおける研究の質の向上に努める。
- ・サテライト機能の充実のため、東京サテライトオフィスのさらなる活用方策を検討する。また、首都圏の会社との共同研究の取り組みを進める。

(2) 環境、安全管理および人権擁護への配慮に関する措置

- ・冷暖房等の省エネルギー対策を引き続き推進し、一層の経費節減に努める。
- ・労働安全衛生法に基づいて設置した衛生委員会により、教職員等の安全および衛生に関する意識の向上を引き続き醸成する。
- ・学生の生活状況調査の結果も踏まえて、学生等が夜間学内に滞在する場合の許可条件等の基準を定める。
- ・定期健康診断等により、学生および教職員の適切な健康管理を引き続き実施するとともに、臨床心理士による相談体制を継続する。
- ・実効的でユーザーの利便性との調和に配慮した情報セキュリティ対策の充実を図るために、平成30年4月に一部更新予定であるシステムの仕様書を策定し、それに基づくシステムの更新を行う。
- ・ハラスメントを防止するために、教職員および学生に対して、ハラスメント防止ガイドラインを周知する。また、本学または他機関でハラスメントが発生した場合には、その情報を周知し、注意喚起を行うとともに、必要に応じてハラスメント防止ガイドラインを更新する。